

第1章 本利用約款の目的 (第1条)
第2章 利用契約の成立 (第2条、第3条)
第3章 本サービスの内容 (第4条―第6条)
第4章 お客さまの義務 (第7条―第12条)
第5章 免責 (第13条―第16条)
第6章 料金及びサービスプランの変更 (第17条、第18条)
第7章 本サービスの終了 (第19条―第21条)
第8章 その他 (第22条―第26条)

第1章 本利用約款の目的

第1条 (本利用約款の目的)

アプリ等制作サービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOデジタルラボ株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するアプリ等制作サービス (以下、「本サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条 (申込みの方法)

1. 本サービスを申し込む場合には、申込書に必要事項をすべて記入したうえ、当社に対して申し込むものとします。
2. 本サービスの申込みに際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込みがあった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用契約 (以下、「利用契約」という。) は、当社がお客さまの申込みに対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合
 - (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合
 - (4) お客さまが料金の支払についてクレジットカード会社又はリース会社を利用する場合において、その承認が得られない場合
 - (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合
 - (6) 第23条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合
 - (7) 本人確認を行うことができない場合
 - (8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じるおそれがある場合

第3章 本サービスの内容

第4条（サービスの内容）

1. 本サービスとは、次に定めるサービス及びこれらのオプションサービスの総称をいいます。
おみせアプリサービス
スマートフォン用アプリ（以下、「本件アプリ」という。）を制作し、マーケットプレイス（App Store 及びGoogle Playを指す。以下、同様。）への掲載手続を代行するサービスです。
2. 当社は、お客さまの選択に従い、本件アプリの利用者が本件アプリ上で商品又は役務の対価の支払を行うことのできる機能を提供します。かかる機能の提供を受けるお客さまは、お客さまとクレジットカード会社等の決済実行事業者との間で締結される加盟店契約その他の契約に基づくデータ処理、データ通信等の業務を、お客さまに代わって実行する権限を当社に対して付与するものとします。
3. お客さまは、当社が第1項に定める掲載代行を行うにあたって、お客さまの責任で、当社への権限付与、各種設定その他マーケットプレイスが要求する手続等を行うものとします。当該手続等が適切になされなかったことにより生じたお客さまとマーケットプレイスとの間の紛争について、当社は一切の責任を負いません。

第5条（本件アプリの引渡）

1. 当社は、引渡期日までに以下の各号に定めるいずれかの方法により、お客さまに対し本件アプリを引き渡すものとします。引渡時期が遅れる場合には、当社は速やかにお客さまに通知し、対応を協議するものとします。
 - (1) マーケットプレイスに掲載する方法
 - (2) 動作確認を目的として、限定的に公開する方法
 - (3) その他、お客さまと当社において協議のうえ決定した方法
2. マーケットプレイスの運営者による審査により、本件アプリを掲載することができない場合があります。当社は、本件アプリがマーケットプレイスに掲載されることを保証するものではありません。

第6条（著作権の帰属）

1. 当社はお客さま及びお客さまが指定する者に対して、本件アプリの利用を許諾するものとします。
2. 本件アプリの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下、本条において同じ。）、同種のアプリの制作に共通して利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール等にかかる著作権、及び本件アプリを構成する個々の素材、プログラム等の著作権一切について、お客さまが当社に提供したものを除き、当社又は当社のライセンサーに帰属するものとします。
3. お客さまは、本件アプリ及び本件アプリに含まれる素材、プログラム等の変更、複製、配布、再ライセンス、再販、公衆送信、再公開、又は他の方法で流通させることは、当社が明確に許可した場合を除き禁止します。
4. 当社及びお客さまは、本条に定める権利の帰属及び不行使の対価が別途定める制作費用及び月額利用料金に含まれることを相互に確認し、当社は、お客さま及びお客さまが指定する者が本件アプリを利用するに際して、名目の如何を問わず、制作費用及び月額利用料金以外の対価を請求しないものとします。

第4章 お客さまの義務

第7条（本件アプリの検査）

1. お客さまは、本件アプリの引渡を受けたときは、直ちに本件アプリの検査を行い、当社における10営業日以内に合否の旨を当社に書面で通知するものとします。
2. お客さまは、検査の結果不合格であった場合は、不具合等の内容を直ちに書面で当社に通知してください。この場合、お客さまは、当社に対し瑕疵の修補のみを請求することができるものとします。
3. 第1項に定める期間内にお客さまからの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。

第8条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、本サービス又は本件アプリの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、お客

さま自身の責任でこれを誠実に解決しなければなりません。

第9条（禁止行為）

お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (6) マーケットプレイスの運営者が定める利用規約、約款、その他これに準じる規定に反する行為
- (7) 政治的活動のために利用する行為
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為

第10条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款に基づくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第11条（当社からの通知）

1. 本利用約款に基づき当社がお客さまに対して行う通知その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、電子メール、書面、電話又はWEBサイトへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行うものとします。
2. 前項に基づき、当社がお客さまに対して電子メール、書面又は電話で通知等を行う場合には、お客さまが当社に届け出ている連絡先に通知等を行うものとします。
3. 当社が前項の連絡先に通知等をしたにもかかわらずお客さまが当該通知等を受領しなかった場合、又は前項の連絡先に変更があるにもかかわらずお客さまが当社に対して当該連絡先の変更に関する届出を怠った場合等、お客さまの責めに帰すべき事情により、お客さまに通知等が到達しなかったとしても、当該通知等が通常お客さまに到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。
4. 第1項に基づき、当社がお客さまに対してWEBサイトへの掲載で通知等を行う場合には、当社が定めたWEBサイトに掲載された時をもって通知等が完了したものとみなします。

第12条（変更の届出）

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合に準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本サービスに基づくお客さまの地位の承継があった場合に準用します。この場合には、本サービスに基づくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第5章 免責

第13条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵等、当社に責任のない事由により、お客さまに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

第14条（本サービスの提供の停止）

当社は、お客さまが本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき、当社の設備の保守を行うために必要があるとき、その他、当社が本サービスの運用のために必要と判断したときは、直ちに無催告で本サービスの提供を

停止することができるものとします。

第15条（免責）

1. 当社は、本利用約款において特に定める場合を除き、本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、本件アプリの瑕疵の修補、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。
 - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
3. お客さまは、本件アプリに関してお客さまと第三者との間で生じた紛争等について、その費用と責任で対応するものとします。

第16条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、お客さまが当社に支払った料金の額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるときに、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項

第6章 料金及びサービスプランの変更

第17条（料金の支払）

1. お客さまは、当社が別途定める時期までに以下に定める本サービスの料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情に基づき、料金を改定することがあります。
 - (1) 制作費用
 - (2) 月額利用料金（アプリ開設手数料がかかる場合には当該アプリ開設手数料を含む。）
2. 本サービスにかかる料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまが負担するものとします。

第18条（サービスプランの変更）

1. お客さまは、本サービスの利用期間中に、当社所定の方法により申込みをし、当社がこれを承諾した場合に限り、別のサービスプランへ変更することができます。
2. お客さまは、上位のサービスプランへの変更により、旧サービスプランと新サービスプランの制作費用の差額が生じた場合は、当社が別途定める時期までに、当社に対してこれを支払うものとします。なお、下位のサービスプランに変更した場合であっても、旧サービスプランと新サービスプランの制作費用の差額の払い戻しは行いません。
3. 変更後のサービスプランは、サービスプラン変更後の本件アプリの引渡が完了した日より適用されます。月額利用料金は、当該サービスプラン変更が適用された日の翌月の利用分より、変更後の月額利用料金をご請求します。

第7章 本サービスの終了

第19条（お客さまの行う解除）

お客さまは、別途定める解除時期において、別途定める違約金額を支払うことを条件として、利用契約を解除することができます。

第20条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で利用契約を解除することができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じるおそれがある場合
2. 本条における解除の通知は、書面又は電子メールで行うものとし、第11条に基づき、当該通知の到達が完了したものとみなされた時点において、その解除が適用されるものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さま又は第三者に生じる損害に対して、一切の責任を負わないものとします。この損害には、既にお支払いいただいた制作費用及び月額利用料金、データの損失、お客さまの業務の中断、営業利益の損失等が含まれますが、これらに限られません。また、当社は、そのお客さまに対する損害賠償請求権（解除の適用時期が有効期間の途中の場合、残期間分の月額利用料金相当額を含みますが、これに限られません。）を失わないものとします。

第21条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。当社は、本サービスの提供の全部又は一部を廃止することによってお客さまに生じる損害若しくは不利益について、損害の賠償その他一切の責任を負いません。また、この場合において、既にお支払いいただいた制作費用及び月額利用料金はご返却しません。

第8章 その他

第22条（名称の使用許諾）

お客さまは、本サービスの利用期間中、当社のウェブサイト、販促資料、広告等において、お客さまを本サービスの利用者として表示する目的で、当社がお客さまの社名、ロゴその他の名称を無償で使用するについて許諾するものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。
4. 前項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された当事者は、その相手方に対して、解除により相手方が被った損害を賠償するものとします。
5. 第3項の規定により利用契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。

第24条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第25条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（本利用約款の改定）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本利用約款を変更することができます。
 - (1) 本利用約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本利用約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本利用約款の変更にあたり、変更後の本利用約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、本利用約款を変更する旨及び変更後の本利用約款の内容とその効力発生日を当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。
3. 当社がお客さまに変更後の本利用約款の内容を通知し、変更後の本利用約款の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本利用約款の変更に同意したものとみなします。

附則（2014年8月1日実施）

本利用約款は、2014年8月1日から実施します。

附則（2018年6月1日規約改称）

街アプリ制作サービス利用約款及びGMOおみせアプリ制作サービス利用約款はアプリ等制作サービス利用約款に統合され、本利用約款は、街アプリ制作サービス利用約款及びGMOおみせアプリ制作サービス利用約款に基づいて当社とGMOおみせアプリ、街アプリ又は街ASPのアプリ制作委託契約を締結したお客さまにも適用されるものとします。

附則（2022年6月1日最終改定）

本利用約款は、2022年6月1日に改定し、即日実施します。

附則（2025年6月23日最終改定）

本利用約款は、2025年6月23日に改定し、即日実施します。なお、街アプリ制作サービス及び街ASP制作サービスは廃止し、本利用約款は、GMOおみせアプリ制作サービスを締結したお客さまのみに適用されるものとします。